

都道府県フットボールセンター整備助成事業 天然芝グラウンド整備に関する補助率の変更について

概要（現在）

3. 助成金の額等

- | | |
|------------------|---|
| 1) グラウンド新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：9000万円
助成金の額の限度額：4500万円（助成率 1/2） |
| 2) 夜間照明施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 1/2） |
| 3) クラブハウス新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 1/2） |
| 4) 屋内施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 1/2） |

※4) 「屋内施設」は、豪雪地域として特に認めた場合のみが対象。

※1つの計画に対する助成金の額の総額は7500万円を上限とする。

但し、豪雪地域特例で屋内施設整備事業を含む場合は、9000万円を上限とする。

概要（改正案）

3. 助成金の額等

- | | |
|--|---|
| 1) グラウンド新設／改修事業 | |
| <u>(ア) 天然芝グラウンド</u> | <u>助成対象経費限度額：4500万円</u>
<u>助成金の額の限度額：4500万円（助成率 100%）</u> |
| (イ) 人工芝グラウンド | 助成対象経費限度額：9000万円
助成金の額の限度額：4500万円（助成率 50%） |
| <u>(ウ) 天然芝・人工芝</u>
<u>グラウンド2面整備</u> | <u>助成対象経費限度額：1億2000万円</u>
<u>助成金の額の限度額：6000万円（助成率 50%）</u> |
| 2) 夜間照明施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 50%） |
| 3) クラブハウス新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 50%） |
| 4) 屋内施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額：1500万円（助成率 50%） |

※1) (ア)「天然芝グラウンド」を整備する場合は、当該天然芝グラウンドの他に1面以上のグラウンド（芝に限らず）を有することを条件とする。

※4) 「屋内施設」は、豪雪地域として特に認めた場合のみが対象。

※1つの計画に対する助成金の額の総額は7500万円を上限とする。

但し、上記のうち、1)の(ウ)若しくは4)を含む場合は、9000万円を上限とする。

都道府県フットボールセンター整備助成事業 実施要項の変更について

現在

3. 助成対象経費及び助成金の額等

1) グラウンド新設／改修事業

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するため、若しくは、施設を全面的に改修するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額は9000万円とし、助成金の額の限度額は4500万円とする（助成率2分の1）。
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を確保できる面積を有するグラウンドとする。人工芝グラウンドの整備を行う場合は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度」に基づき、人工芝ピッチ公認を受けるものとする。

改正案

3. 助成対象経費及び助成金の額等

1) グラウンド新設／改修事業

(ア) 天然芝グラウンドの整備

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するため、若しくは、施設を全面的に改修するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額は4500万円とし、助成金の額の限度額は4500万円とする（助成率100%）。
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を1面確保できる面積を有するグラウンドとする。但し、助成対象となる天然芝グラウンドの他に1面以上のグラウンド（芝に限らず）を有することを条件とする。
- ④ 助成対象事業の実施にあたっては、整備の手法や工事の仕様等に関し、本協会が監修を行うものとする。

(イ) 人工芝グラウンドの整備

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するため、若しくは、施設を全面的に改修するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額は9000万円とし、助成金の額の限度額は4500万円とする（助成率2分の1）。
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を確保できる面積を有するグラウンドとする。人工芝グラウンドの整備を行う場合は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度」に基づき、人工芝ピッチ公認を受けるものとする。

(ウ) 天然芝及び人工芝グラウンド両面の整備

- ① 助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するため、若しくは、施設を全面的に改修するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費（設計に要する経費を含む）、工事に必要な事務経費としての付帯事務費（工事費の100分の1を限度）とする。
- ② 上記のうち、助成対象経費の限度額は1億2000万円とし、助成金の額の限度額は6000万円とする（助成率50%）。
- ③ 助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ（縦長105m×横幅68m）を2面確保できる面積を有するグラウンドとする。
- ④ 助成対象事業の実施にあたっては、整備の手法や工事の仕様等に関し、本協会が監修を行うものとする。

以上